

## 奈良聴覚障害者協会質問状の回答

### 1.手話言語条例の制定について

ろうあ者の方々が手話を用いて生活していく環境を整えるには、ビデオチャットによる遠隔手話通訳サービスを普及させることが近道であると考えています。そのためには通信インフラを充実させ、公共機関などにパソコンやタブレット型端末などの情報通信機器を配備し、それらを使いこなすための教育や訓練をしなければなりません。つまり教育システムが何より重要です。教育システムの整備なしに条例のみ制定すればエントロピー(煩雑さ)が増大し、混乱を招くのではないかと懸念します。

### 2.奈良県の就職事情

社会の高齢化と人口減少により経済が縮小し財政が逼迫しているので、聴覚障害者の方々にもできるだけ働いてもらわなければなりません。しかし仕事のための技術や知識を学習し訓練しなければ働くこともできません。だから聴覚障害者の方々が働くための教育を受けられるように、手話通訳付きビデオチャットを用いた教育システムを整備するのです。例えば水耕栽培をして野菜を作るとは聴覚障害者の方々に適した仕事だと考えていますが、この水耕栽培のノウハウをビデオチャットを使って専門家から教えてもらいます。このビデオチャットは3人ないし4人が同時にできますので、手話通訳者も参加することにより専門家からの指導を円滑に行うことができます。また、聴覚障害者に関する企業の求人や大学進学に関しては、公約である奈良への首都機能の一部移転や、学園都市の実現により企業や大学の数が多くなれば、上述の教育システムを活用した聴覚障害者関係の求人や進学希望者もそれに伴って増えますので、現状からは改善されると考えます。

### 3.手話通訳者の働く場の確保

聴覚障害者および手話通訳者の双方において情報化を進めます。ビデオチャットによる遠隔手話サービスが普及すれば、聴覚障害者の方々が日常生活で手話通訳を必要とする多くの場面で、手話通訳者の介在が可能となり、手話通訳者の業務も飛躍的に増大します。

### 4.高齢聴覚障害者の支援

聴覚障害者の方々のニーズを把握するために情報化を進めることが必要です。ビデオチャットシステム(文字チャットとの併用が可能)を導入することによって聴覚障害者やその身近な介護者の方々の状況を把握して、適切な支援をできるようにする必要があります。

### 5.その他

聴覚障害者福祉施策について、とくに取り組みたいこと。

ビデオチャットによる職業訓練や遠隔手話通訳サービスを整備運用していくためには、その運用を担う人材が必要です。そのような人材を育成するために、学園都市をつくるべきだと私は考えています。学園都市とは学生寮・学生会館・シェアハウスからなる集合体です。その特徴は住宅ローンの逆であるリバースモーゲージです。高齢者はリバースモーゲージを活用して所有する住宅を分割で学園都市機構に売却し、年金を受け取ります。住宅はソーラー発電やEV、LED水耕栽培が完備された実験住宅となります。

いんきき 孝彦